

令和4年第4回

長与町議会定例会会議録

令和4年12月 6日開会

令和4年12月16日閉会

長与町議会

令和4年第4回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年12月 6日

本日の会議 令和4年12月 6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町 長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部 長 日名子達也君
企画財政部 長 森川寛子君	建設産業部 長 山口新吾君
住民福祉部 長 栗山浩二君	健康保険部 長 富永正彦君
水道局 長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	

会議録署名議員

8番 安藤克彦議員 9番 金子恵議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時13分

令和4年第4回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 12月6日（火） ～ 12月16日（金） 11日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	6	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	7	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）内村議員・岩永議員 （午後）竹中議員・金子議員 八木議員
	8	木	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）西岡議員・浦川議員 （午後）堤議員・安部議員 西田議員
	9	金	9：30	本会議	一般質問（1名） （午前）河野議員 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	10	土	—	休 会	
	11	日	—	休 会	
	12	月	9：30	委員会	付託案件審査
	13	火	9：30	委員会	付託案件審査
	14	水	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	15	木	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	16	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案） 議案上程（提案理由説明） 議案に対する質疑・採決

1	7番	内村博法 議員 ① 老朽化公共施設の対応について
2	10番	岩永政則 議員 ① 丁寧な行政運営について ② 公共施設の拡充及び維持管理等について ③ 教育行政について
3	14番	竹中悟 議員 ① 町づくりに於ける県立大学シーボルト校との連携について ② これからの高齢者施策について
4	9番	金子恵 議員 ① 住みやすい生活環境の整備について
5	1番	八木亮三 議員 ① 本町の公共施設に関する町民の声について ② 性的マイノリティの人権擁護について
6	15番	西岡克之 議員 ① がん教育の推進について ② 紙資源回収について
7	4番	浦川圭一 議員 ① 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）における防災対策について ② 長与町例規集の記載内容の統一について
8	11番	堤理志 議員 ① 子ども医療費助成の対象年齢拡大について ② 複合施設について
9	6番	安部都 議員 ① 教育行政について
10	3番	西田健 議員 ① 町政の業務効率化に向けた取り組みについて ② 安心・安全な環境づくりについて
11	12番	河野龍二 議員 ① 中小企業への支援について ② 新図書館建設について

令和4年第4回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	63	長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	
6	64	長与町個人情報保護法施行条例	
7	65	長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
8	66	長与町行政不服審査会条例	
9	67	長与町情報公開・個人情報保護審査会条例	
10	68	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
11	69	長与町情報公開条例の一部を改正する条例	
12	70	長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	
13	71	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
14	72	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
15	73	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
16	74	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
17	75	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
18	76	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
19	77	長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例	
20	78	長与町潮井崎キャンプ場条例	
21	79	令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）	

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆さまに申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただ今から令和4年第4回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番安藤克彦議員、9番金子恵議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの11日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。会議規則第92条の規定により、請願1号については産業文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。陳情は1件で参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日は寝不足の方が多んじゃないかと思うんですけども、早速、行政報告をさせていただきます。早いもので今年も残すところあとわずかとなりました。寒さが日増しに募り、体調を壊しやすい季節となつてまいりましたので、議員各位におかれましてはくれぐれも健康にご留意され、ご自愛いただきたいと存じます。

さて、令和4年第4回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては年末の大変ご多用の中にご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本定例会におきましても、一般会計補正予算案をはじめ各種条例改正案など多数の議案を提出いたしておりますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみご報告をさせていただきます。まず9月でございますが、4日には町民ソフトボール大会を3年ぶりに開催いたしております。町民の親睦と健康づくりのために開催をしておりますこの大会も今回で第66回目を迎えております。今年は新型コロナの影響等もあり22チームの参加となりましたが、各会場とも熱戦が繰り広げられ、笑顔と活気あふれる大会となっております。8

日には、県立長崎北陽台高校男女登山部の皆さまよりインターハイの結果報告がございました。皆さまご承知のとおり、女子が全国優勝、男子が全国3位という素晴らしい成績を収められ、本町にとりまして誠に誇らしく、今後ますますの活躍を期待するところでございます。23日には西九州新幹線の開業記念式典および出発式が執り行われました。100年に一度の変革期として、長崎駅周辺ほか市街地中心部で大規模な開発が進められておりますが、西九州新幹線の開業に伴いまして長崎県全体が活気を取り戻すきっかけとなることを大いに期待するところでございます。10月に入りまして、17日には県立長崎北陽台高校の生徒と「選挙の投票率向上について」をテーマに、ほっとミーティングを開催いたしました。若者の政治離れがささやかれる中、高校生の皆さんにも選挙について考えていただき、高校生の視点から率直なご意見をお聞きすることができました。25日には国道207号の整備促進につきまして、長崎県知事および長崎県議会議長へ要望活動を行っております。11月に入りまして、1日からの1か月間、マップやLINEを活用して町のスポットを巡りながら新たな魅力を発見できるウォーキングイベント「まちのさんぽみち」を開催いたしました。これはコロナ禍でも3密にならない形で、誰もが参加し楽しめるイベントとして開催をさせていただきました。2日には、県立大学シーボルト校の学生と「自治会加入促進について」をテーマに、ほっとミーティングを開催いたしました。当日は、以前、長与町役場で就業体験し自分たちで調査研究した内容の発表もしていただき、若者の視点から自治会について考えていただく良い機会となりました。3日には長与町民文化祭表彰式典を挙行いたしております。式典では、自治功労や教育文化、スポーツなど各分野において多大なるご貢献を賜りました46名と1団体へ表彰状および感謝状の授与を執り行っております。10日には、国道207号の整備促進および大村湾の環境保全につきまして、それぞれ国等への要望活動を行っております。また22日にも高田南土地地区画整理事業の整備促進について、国への要望活動を行っております。今後も国県に対しましては、機会あるごとに本町が抱えるさまざまな課題につきましてご理解いただくとともに、その解決に向けて協力を要請してまいりたいと考えております。そのほかにも多くの会議等に出席しておりますので、次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せましてご参照いただければと存じます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第5、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例から日程第11、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第63号から第69号につきまして、提

案理由を申し上げます。初めに議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例につきまして、本議案は、町民および事業者の利便性の向上、また行政運営の効率化を図ることを目的として、条例等におきまして書面等により行うこととされている行政手続を、情報通信技術を活用してオンラインで行うための通則的な事項を定める条例を制定するものでございます。第1条では本条例の目的につきまして、第2条ではこの条例において掲げる用語の意義について規定をしております。第3条第1項では申請をオンラインで行うことができることを、第2項ではオンラインでなされた申請はこの申請を直接規定する条例等の規定が適用されることを、第3項ではオンラインでの申請は町が使用する電子計算機に記録されたときをもって到達したとみなすことを、第4項では署名が必要な申請はマイナンバーカードを利用できることを定めており、第5項では使用料または手数料の納付をオンラインでできることを、第6項では申請の一部分を部分的にオンラインでできることを定めております。第4条では処分通知につきましても第3条の規定と同様にできることを、第5条では縦覧を書面ではなく電磁的記録によりできることを、第6条では書面の作成を電磁的記録によりできることを規定しております。第7条ではオンラインでの手続きが適当でないもの、そもそも条例等でオンラインでの手続きが規定されているものにつきましては、本条例の適用から除外することを規定しております。第8条ではマイナンバーカードの利用や情報連携等により必要な情報を確認できる場合は添付書面を省略することができることを、第9条ではオンライン手続きの状況をインターネット等で公表することを規定しております。第10条では委任について規定しております。なお附則につきましては、施行期日を公布の日からとしているところでございます。

続きまして、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例につきまして、本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定によりまして、個人情報の保護に関する法律におきまして、地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されることに伴い、現在、本町の個人情報保護を規律する長与町個人情報保護条例を廃止し、新たに制定するものでございます。従来、長与町個人情報保護条例におきまして規定されておりました個人情報の収集の制限、利用目的の明確化、利用および提供の制限等の管理・運用に関する事項や、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権等の住民等の権利および手続きに関する規定の大部分は、改正個人情報保護法に置かれることとなるため、本条例では法の運用の範囲内で個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。第1条では個人情報保護法の施行細目を定める条例である旨を、第2条では個人情報保護法等の用語を使用する旨をそれぞれ規定しております。第3条では個人情報保護法におきまして条例で定めるべきこととされております開示請求に係る手数料について、規定をしているところでございます。第4条から第7条までは開示請求、訂正請求および利用停止請求があった場合における第一次的な決定期限について、法では30日とされているところ、本町では現行の取り扱い

と合わせて15日とする旨を規定するものでございます。なお附則につきましては、第1条では施行期日といたしまして法制一元化の施行日である令和5年4月1日を規定しております。附則第2条では現行の個人情報保護条例の廃止を規定しているところでございます。附則第3条では経過措置といたしまして、第1項におきまして職員および個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者に係る秘密保持義務につきまして、第2項において本条例の施行前になされた開示請求等に関する手続きにつきまして、第3項および第4項ならびに附則第4条におきまして現行の条例で定める罰則について、それぞれ従前の例によるものとする経過規定を設けるものでございます。

続きまして、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、本議案は、長与町個人情報保護法施行条例の施行に当たり、従来の長与町個人情報保護条例を廃止することに伴い、同条例を引用する条例中の字句の整理を行うものでございます。第1条では長与町における公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について、第2条では長与町介護保険条例について、それぞれ長与町個人情報保護条例を引用していたものを、個人情報の保護に関する法律に改めるものでございます。なお附則につきましては施行期日を令和5年4月1日としているところでございます。

続きまして、議案第66号長与町行政不服審査会条例および議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては関連がありますので、まとめてご説明を申し上げます。本議案は、現行の行政不服審査会を、新しい行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会との2つの機関に改組するに当たり所要の改正を行うものでございます。2つの組織に改組する理由といたしまして、現行の長与町行政不服審査会は、設置の根拠、所掌事務、調査審議の手続き等が異なる性格の組織を一体のものとして設置しておりましたが、情報公開・個人情報保護審査会におきまして不開示決定等の対象となった実際の対象文書を検分することができる権限など、行政不服審査会が有しない権限が付与されていることなどから、調査審議の手続きに関しまして各組織の権限を峻別することを目的とするものでございます。初めに議案第66号長与町行政不服審査会条例の内容といたしまして、第1条におきまして行政不服審査法第81条1項において設置される組織および運営等に関し定める趣旨である旨を、第2条におきまして組織の名称を定めております。第3条では委員の定数を、第4条では委員の任期等について規定するとともに、第6項におきまして秘密保持義務を規定しております。第5条では会長の任務等について、第6条では会議の決議方法等について定めております。第7条では規則への委任につきまして、第8条では秘密保持義務に違反した場合の罰則について規定しております。なお附則につきましては、第1条では施行期日を令和5年4月1日とし、第2条では現行の長与町行政不服審査会条例を廃止する旨を規定しております。附則第3条では委員の委嘱や秘密保持義務等について経過規定を置くものでございます。

次に、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の内容といたしまして、

第1条では趣旨規定を置き、第2条では組織の設置および担任する事務について規定しております。第3条では委員の定数について、第4条では委員の任期等について規定するとともに、第6項において秘密保持義務を規定しております。第5条では会長の任務等について、第6条では会議の決議方法等について定めております。第7条では調査審議の手続に関する手続中の用語の定義について規定しております。第8条では審査会の調査権限について規定しております。調査権限の内容といたしましては、第1項において不開示決定等の対象となった実際の対象文書を検分することができる権限を定め、第2項において対象文書の提出を拒むことができない旨を定めております。また、第3項においては対象文書の一覧や各不開示部分に係る援用した不開示規定およびその理由などを、指定の方法により分類・整理した資料の提出を求めることができる権限について規定しております。第9条では対象文書の検分を、審査会が指名する委員において行うことができる手続について規定しております。第10条では審査会に提出された指定方法により分類・整理した資料や主張書面等の写しを、審査関係人等に対して送付する旨を規定しております。第11条では規則への委任につきまして、第12条では第4条第6項の秘密保持義務違反に対する罰則を定めております。なお附則につきましては、第1条では施行期日を令和5年4月1日とし、附則第2条では準備行為について規定をしているところでございます。

続きまして、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に当たり、同審査会の委員が地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職職員として委嘱されることから、その報酬についての規定を設けるものでございます。別表において、審査会の会長に対する報酬額を1万1,200円、委員に対する報酬額を9,900円としております。これは審査請求に対する諮問を受ける機関であることや、委員に課される秘密保持義務および罰則についても共通するものであることから、行政不服審査会の委員に係る報酬額と同額としております。なお附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、個人情報保護法制の一元化および長与町個人情報保護法施行条例の施行により、保有個人情報の開示の実施に関する規定が再編成されたことに伴いまして、同じく本町の公文書の開示の実施について規律する情報公開条例においても、その規定の整合を図るものでございます。第2条第3号では「視聴若しくは聴取」の字句を加えておりますが、これまでも電磁的記録の公文書の開示の実施に当たってはこれらの方法も対応可能としておりましたが、今回手数料規定との整合から明記するものでございます。第12条第2項および第3項におきましては、開示決定等の期限の延長に関する取り扱いを保有個人情報の開示における取り扱いと合わせることでございます。第15条では手数料の額に関する規定ぶりを個人情報保護法施行条例の規定と合わせたものでござい

ます。第16条では長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の施行に際し、審査請求に対する諮問機関を同審査会とする趣旨でございます。なお附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。

以上が議案第63号から第69号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第12、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第70号から第76号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、地方公務員法等の改正に伴い職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容としましては、題名の次に目次および章名を追加し、第1章では今回の地方公務員法改正に伴う引用条項の変更を行い、第2章では定年を60歳から65歳に引き上げることを規定し、第3章では管理監督職の年齢を60歳までと定めるなど管理監督職勤務上限年齢制について規定しております。第4章では定年前再任用短時間勤務制について規定し、第5章では委任事項について規定しております。定年条例の制定附則におきましては、定年に関する経過措置および対象職員に対する情報提供や勤務意思の確認について規定を追加しております。なお本一部改正条例の附則第1条におきまして、施行期日を令和5年4月1日とし、第2条以降につきましては勤務延長や再任用等に関する経過措置について規定をしているところでございます。

続きまして、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、本議案は、議案第70号と同様に、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され地方公務員の定年が65歳に引き上げられることを受けまして、定年引き上げ後の関係条例について所要の改正を行うものでございます。本議案の対象となる条例は、一部改正が9条例、廃止が1条例でございます。主な改正内容についてご説明申し上げます。第1条および第3条は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、および学校職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。降給に関する経過措置として特例措置による降給が職員の意に反する降給とする旨を規定するものでございます。第2条および第4条は職員の懲

戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正、および学校職員の懲戒及び効果に関する条例の一部改正でございまして、減給の効果が定年引き上げにより現に受ける給料月額
の10%を超えないよう規定をしているところでございます。第5条は長与町職員の給
与に関する条例の一部改正でございまして、地方公務員法の一部改正に伴い60歳を超
える職員の給料の取り扱いについて規定するものでございます。附則におきまして、当
分の間定年引き上げ後の給料について定年前の給料の7割とすることを規定するととも
に、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるほか、字句の修正を行うもの
でございまして。第6条は長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正でございまして、再任用制度が廃止され新たに定年前再任用短時間勤務制度が
制定されることに伴う所要の改正および引用条項の変更を定めるものでございます。第
7条は長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、定年前
再任用短時間勤務制が制定されることに伴う所要の改正を行うものでございます。第8
条は長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、任
命権者の報告事項につきまして、今回新たに制定する定年前再任用短時間勤務職員を報
告の対象とするものでございます。第9条は長与町職員の育児休業等に関する条例の一
部改正でございまして、育児休業および育児短時間勤務をすることができない職員に、
管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により役職定年を延長された管理監督職を
占める職員を加えるものでございます。第10条は長与町職員の再任用に関する条例の
廃止でございまして、本条例につきましては、定年前再任用短時間勤務制が新たに導入
されることから廃止するものでございます。なお附則につきましては、第1条におきま
して施行期日を令和5年4月1日とし、第2条において用語の定義を、第3条以降にお
いては暫定再任用職員の給与に関する経過処置について規定をしているところでござい
ます。

続きまして、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正す
る条例、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等
に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連いたしますので、まとめてご説明
申し上げます。本議案は、町議会議員および三役の期末手当の支給割合につきまして、
国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて改正を行うものでございます。第1
条におきましては期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、総支給割合を3.3月分と
するものでございます。第2条におきましては6月および12月の期末手当に係る支給
割合を平準化するため、それぞれ100分の165に改めるものでございます。なお附
則につきましては、本条例第1条は公布の日から施行、令和4年12月1日から適用す
るものとし、第2条は令和5年4月1日から施行することとし、附則第3項におきまし
て期末手当の内払いについて定めているところでございます。

続きまして、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

きまして、本議案は、人事院勧告の内容に準じて町職員の勤勉手当における支給割合および給料月額の設定を行うものでございます。令和4年8月の人事院勧告におきましては、民間給与との較差を埋めるため初任給および若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされております。長崎県人事委員会におきましても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ条例改正を行うものでございます。第1条におきましては職員の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、期末、勤勉手当の総支給割合を4.4月分とし、再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末、勤勉手当の総支給割合を2.3月分とし、別表第1の給料月額を改定するものでございます。第2条は勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改めるものでございます。なお附則につきましては、本条例第1条は公布の日から施行、令和4年4月1日から適用するものとし、第2条は令和5年4月1日から施行することとし、附則第3項におきましては、給与の内払いについて定めているところでございます。

続きまして、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うものでございます。令和4年8月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、別表第2における報酬基準月額を改定するものでございます。なお附則につきましては、公布の日から施行、令和4年4月1日から適用するものとし、附則第3項におきましては、給与の内払いについて定めております。

以上が議案第70号から第76号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第19、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例、日程第20、議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例の2件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第77号および第78号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例につきまして、長与町駐車場事業特別会計は地方自治法第209条第2項の規定により、長与町駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正化を図ることを所期の目的とし、昭和54年6月に設置をいたしております。駐車場建設の際、事業費に充てるためおよそ1億2,000万円の起債を借り入れており、そのうち5,990万円を公営企業金融公庫から借り入れておりますが、その際に特別会計を設置し一般会計と区分したという経緯がございます。起債につきましては平成11年度に全額償還を完了しております。その後、特別会計を継続してまいりましたが、このたび今後について調査

研究を行い特別会計において経理する必要がないとの判断に至ったため、今後は特別会計で行う特定の事業ではなく一般会計へ事業を継承する中で町が行う事業の一つとして運営すべく、令和4年度をもって長与町駐車場事業特別会計を廃止する条例を上程させていただくものでございます。

続きまして、議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例につきまして、本議案は、町民および町を訪れる観光客が自然に親しむとともに、野外活動やレクリエーションを通じて健康および福祉の増進を図るための施策として、また、交流人口の拡大に寄与する施設としての活用を図るため、キャンプ広場を含めて一帯的な施設管理を行う必要があることから、現在の潮井崎交流館に関する管理条例を、屋外施設を含めたキャンプ場条例に全部改正するものでございます。第1条ではこの条例の趣旨につきまして、第2条では設置目的について規定をしております。設置目的につきましては、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置から20年以上が経過し、求められる役割にも変化が生じていることから変更するものでございます。第3条では名称と位置を、第4条ではキャンプ場に置く施設を規定しております。第5条ではこれまでどおり町が管理する旨を規定しております。第6条では休場日について規定するものでございます。第7条では施設内で行う行為に関する許可について、第8条では当該行為に関する不許可について新たに規定をしております。第9条では有料の施設につきまして新たにキャンプ広場を追加するものでございます。第10条では施設内における禁止行為について新たに規定をしております。続きまして第11条では、第7条第1項および第9条第2項の許可を受けた際の使用料について規定するものでございます。第12条の使用料の減免および第13条の使用料の還付につきましては、現在の条例を踏襲しております。第14条の使用許可の取り消しにつきましては、災害その他やむを得ない事情により許可を取り消すことができるものとして新たに第1項第4号を規定しております。第15条の損害賠償、第16条の管理委託および第17条の委任につきましては、現在の条例を踏襲しております。なお附則につきましては、使用者等への周知が必要であることから本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。また、使用の申請およびその許可など必要な事項につきましては経過措置を設けております。

以上が議案第77号および第78号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第21、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）につきまして、

提案理由を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8,010万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を150億4,801万9,000円とするものでございます。補正の主なものにつきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金および地域介護・福祉空間整備等交付金を計上いたしました。15款県支出金では、障害児通所給付費等負担金を計上。17款寄附金では、ふるさと長与応援寄附金および企業版ふるさと納税寄附金を計上。19款繰越金は今回の補正の財源調整として計上しております。

続きまして3ページからの歳出について主なものをご説明申し上げます。2款総務費では、長与町公共交通事業者燃料価格高騰支援補助金、複合施設設計プロポーザル審査委員報償費および、ふるさと長与応援寄附金事業の増額等を計上いたしました。3款民生費では、子ども医療費、障害児通所給付費の増額、令和3年度事業費の確定に伴う過年度精算金を計上。また長崎県は障害、福祉、介護の分野のサービス事業者や私立幼稚園等に対し電気料金等の高騰分の2分の1を支援することとしており、町内の対象事業者に対して残り2分の1相当額を上乗せする補助金を計上いたしております。4款衛生費では、令和3年度事業の確定に伴う過年度精算金を計上。また長崎県が実施する医療機関等に対する電気料金等の高騰分2分の1の支援につきまして、残り2分の1相当額を対象となった医療機関等に上乗せする補助金を計上しております。6款農林水産業費では、直売所における電気料金高騰対策への取り組みを支援するため、直売所省エネルギー等設備導入補助金を計上。7款商工費では、町内に本社を有する法人および個人事業者に対し電気、ガス料金高騰に係る支援を行うために、長与町電力・ガス価格高騰支援補助金を計上しております。8款土木費では町道等維持補修工事費を計上。10款教育費では、物価高騰に直面する経済的理由により就学困難な世帯に対する教育費の支援を行うために物価高騰対策教育費臨時特別給付金を計上しております。

5ページの第2表債務負担行為では、複合施設設計業務委託料およびGIGAスクール運営支援センター委託料の債務負担行為をお願いいたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 10時13分）